

ふくしま



2023・No.106



# くらしの情報 春号

※この情報紙は、ご自由に複写してご利用ください



## 知事ごあいさつ



最近の消費者を取り巻く環境は、高齢化や日常生活のデジタル化が加速しているほか、昨年4月1日に改正民法が施行され、成年年齢が引下げられたことに伴い、若年者を対象とした実践的な消費者教育の推進が一層重要となるなど、大きく変化しております。

これに伴い、県消費生活センターへの相談状況も、高齢者からの相談割合が高い水準で推移しており、災害に便乗したリフォームや保険申請代行サービスに関連する相談に加え、若年者を中心にインターネット関連のトラブルに関する相談が多くみられるなど、その内容も多様化、複雑化しております。

このため、県では、消費者ホットライン「188」の周知など消費生活相談をしやすい環境づくりや、若年者に対する啓発の強化のほか、高齢者等の消費者被害を防ぐための見守りネットワークづくりなどを推進しております。

また、令和4年度から3年間の重点事業として、人や社会・環境に配慮した消費行動である「エシカル消費」を実践する気運を醸成し、消費者の行動変容を促す取組を実施しております。引き続き消費者行政を推進していくにあたり、消費者である県民の皆様が安全・安心で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向け、自立した消費者の育成により一層力を入れて取り組んでまいります。

さらに、県内外の消費者に本県の現状を正しく理解してもらう取組として、食と放射能に関する説明会や、首都圏等の消費者と生産者との交流を図る事業などを引き続き実施してまいります。

今後とも、県民の皆様の消費生活の安定・向上を図るため、福島県消費者基本計画に沿って、本県の消費者行政の充実・強化に努めてまいります。

福島県知事 内堀 雅雄



## LINE公式アカウント みんなに知ってほしいことを月イチ配信！

県消費生活センターでは、消費者被害防止を図ることなどを目的として、LINE公式アカウントを活用した情報を毎月発信しています。ぜひ友だち追加をお願いします！

友達追加よろしくね♪

### 友だち追加方法（どちらか選んでください）

- ① 右のQRコードをスマートフォンで読み取る
- ② LINEのID検索欄で「@930esdof」を検索





# 令和4年なりすまし被害状況等

## 被害認知状況

**104件、2億4,071万円** (前年比 -14件、-2,625万円)



※ 福島県警察本部生活安全企画課発表

(単位：件、万円)

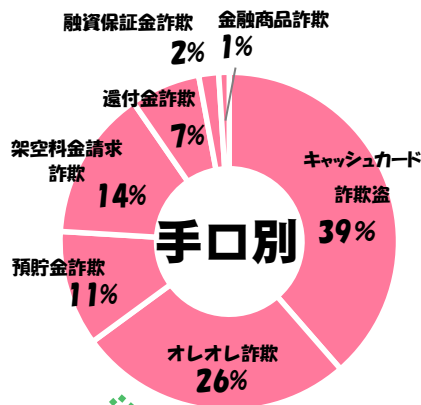
	令和4年		令和3年		比較増減	
	件数	被害金額	件数	被害金額	件数	被害金額
なりすまし詐欺	104	24,071	118	26,696	-14	-2,625
詐欺・恐喝	64	19,810	86	21,951	-22	-2,141
オレオレ詐欺	27	12,272	32	12,081	-5	+191
預貯金詐欺	12	1,306	9	800	+3	+506
架空料金請求詐欺	15	5,295	16	5,684	-1	-389
融資保証金詐欺	2	214	3	968	-1	-754
還付金詐欺	7	662	26	2,418	-19	-1,756
金融商品詐欺	1	61	-	-	+1	+61
キャッシュカード詐欺盗	40	4,261	32	4,745	+8	-484

## 特徴

令和3年と比較して認知件数・被害金額ともに減少

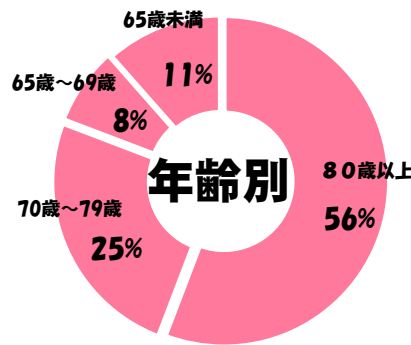


※小数点以下調整  
(グラフ数値)



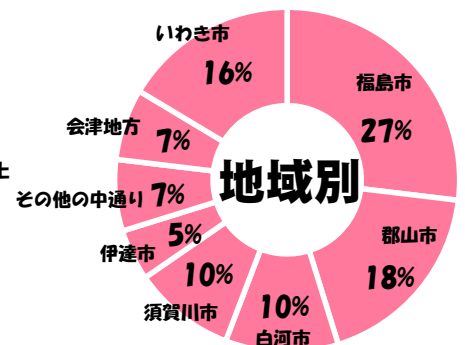
- ★訪問型のキャッシュカード詐欺盗・オレオレ詐欺・預貯金詐欺が7割以上を占めている

- ★還付金詐欺が大幅に減少



- ★65歳以上の高齢者が全体の9割弱を占めている

- ★80歳以上の高齢者は全体の半数以上を占めている



- ★中通り地域が被害地域の7割以上を占めている

- ★郡山市内での被害が減少

- ★白河市内での被害が増加



## こんなことに気をつけて！（引っ越しトラブル）

進学や就職、転勤等に伴い、例年3月から5月は「引っ越しサービス」に関する相談が全国的に多く寄せられます。注意すべきポイントを確認してみましょう。

### 事例（荷物の破損）



引っ越し後にびょうぶを広げると穴が開いていたことが判明した。業者に問い合わせると、「引っ越しから3カ月が経過しているので補償等の対応できない」と言われてしまった。

☆引っ越し作業中に荷物や家屋などに傷がついた場合は、その場で業者に申し出るようにしましょう。また、引っ越し完了後にはすぐに荷物の個数や状態を確認しましょう。

☆事業者は約款に基づくルールによって引っ越しを行います。

標準引越運送約款では、荷物の紛失や破損について、消費者は荷物を引き渡された日から3カ月以内に連絡をしないと、事業者の責任は消滅してしまうので注意が必要です。



その他にも...



- ・見積もりは複数の事業者に依頼し、価格だけでなくサービス内容も十分に検討しましょう。
- ・分からないことがあれば事業者に積極的に問い合わせましょう。



## 「エシカル消費」に関する研修会を実施します！



人、地球環境、社会、地域に配慮する消費行動を「エシカル消費」といいます。持続可能な社会のためには、事業者と消費者が力を合わせて目標を達成することが大切です。この研修会では、事業者の皆様へ消費者志向経営の考え方や先進的な事例をご紹介します。

### R5 年度 エシカル消費 研修会

～参加に関する

お問い合わせ～

☎024-521-7736

（県消費生活課）

日時 令和5年4月19日（水）13:30～15:00

会場 福島県自治会館1階 消費生活センター研修室

定員 会場参加：30名、オンライン参加：定員なし

内容 ・基調講演「世界の未来を変える！！  
～エシカル消費について考えよう～」



・講演「エシカル消費推進に向けた  
磐城高箸の取組」





## 出前講座のご案内

県消費生活センター・福島県金融広報委員会では、出前講座を無料で実施しています。

日時、内容など、まずはお電話でお気軽にご相談ください！

出前講座問い合わせ TEL 024-521-7736 まで

【テーマ例】悪質商法、なりすまし詐欺、インターネット・トラブル、  
エシカル消費、食品関係、金融・経済、生活設計、金銭教育、相続・法律関係など

【派遣先】公民館、老人会、民生児童委員協議会、学校、各種学習会など

【講師】県消費生活相談員、金融広報アドバイザー(ファイナンシャルプランナー、司法書士等) など

【申込先】県消費生活センター(消費生活課) FAX 024-521-7982

※最寄り駅までの送迎等をお願いする場合があります。



## 自家消費野菜等の放射能検査について

県消費生活センターや各市町村では、自家消費野菜等の放射能検査を実施しています。

県消費生活センターにおける問い合わせ窓口は下記のとおりです。

**電話予約制** 県消費生活センター 受付専用電話 024-521-8397

〒960-8043 福島市中町8-2 (自治会館1階)

※受付時間 月曜～金曜(祝日は除く) 9:00～12:00

13:00～17:00

～各市町村での放射能検査については各市町村役場 担当課にお問い合わせください～

福島県 自家消費野菜 放射能検査

検索 



## 消費生活無料法律相談・生活再建等相談

県では、借金・多重債務問題や震災関連の問題など様々な消費生活相談に対応するため、【弁護士・司法書士による法律相談】【ファイナンシャルプランナー(FP)による生活再建等相談】を定期的実施しています。

相談の日時や方法など詳しくは、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先(※消費生活無料法律相談・生活再建等相談)】

県消費生活センター 024-521-0999

県中地方振興局 024-935-1295

県南地方振興局 0248-23-1548

会津地方振興局 0242-29-5295



相談窓口

**福島県** 生活環境部消費生活課 024-521-7736 (令和5年2月発行)